

議案第 1 1 4 号

財産の処分について

下記のとおり財産を処分するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年渋谷市条例第 5 2 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

渋谷市長 高 木 勉

1 処分する財産の内容

- (1) 所在地 渋谷市金井字原 1 1 9 5 番 1
- (2) 地 目 宅地
- (3) 地 積 5, 8 2 6 . 7 7 平方メートル

2 処分価格

3 9, 8 5 5, 0 0 0 円

3 処分先

東京都中央区銀座八丁目 1 6 番 4 号グランエクリュ銀座 4 階
株式会社ココ・クリエイト
代表取締役 坪坂 英生

理 由

市営住宅金井団地跡地を一般競争入札による売払いにより、処分しようとするものである。

位置図

至 川島



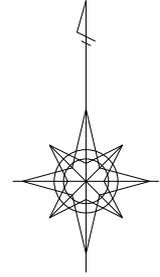
処分する土地

金井南町

至 伊香保

至 石原

平面图



S=1:1,000

